



### 1 配偶者控除・配偶者特別控除の控除額の改正の趣旨・背景

『103万円の壁』により主婦層がパート収入を103万円以内に抑えるなど、配偶者控除が女性の労働力の活用の妨げになっている事実があります。今回の改正では、所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与年収の上限を103万円から150万円に引き上げ、就業調整せずに働くことができる環境が整備されます。なお、税込中立の観点から、配偶者特別控除だけでなく、配偶者控除の適用にも納税者本人の所得制限が設けられます。

図1

		改正前	改正後
配偶者控除	納税者本人の所得制限	なし	合計所得金額1,000万円以下
	控除額(所得税)	一律(38万円)	本人の所得金額により異なる(38万円・26万円・13万円)
配偶者特別控除	納税者本人の所得制限	合計所得金額1,000万円以下	合計所得金額1,000万円以下
	配偶者の所得制限	合計所得金額38万円超76万円未満	合計所得金額38万円超123万円以下
	控除額	配偶者の合計所得金額に応じて逓減	配偶者の合計所得金額に応じて逓減 + 本人の所得金額により異なる

### 1 改正の内容(図1)

#### ●改正前の配偶者控除・配偶者特別控除

- ① 配偶者控除は配偶者の合計所得金額が38万円(給与収入103万円)以下の場合に適用があり、控除額は一律38万円です。なお、納税者本人の所得制限はありません。
- ② 配偶者特別控除は配偶者の合計所得金額が38万円(給与収入103万円)超76万円(給与収入141万円)未満の場合に適用があり、控除額は配偶者の合計所得金額に応じて、38万円から3万円の範囲で逓減されます。なお、納税者本人の合計所得金額が1,000万円(給与収入1,220万円)を超えると適用されません。

#### ●改正後の配偶者控除・配偶者特別控除

- ① 配偶者控除は配偶者の合計所得金額が38万円(給与収入103万円)以下の場合に適用があります(改正前と変更なし)。控除額は、38万円、26万円、13万円と納税者本人の合計所得金額により3段階で減少します。なお、納税者本人の合計所得金額が1,000万円(給与収入1,220万円)を超えると適用されません。